

Smart オークション規約

第 1 章 総則

第 1 条 名称

弊社の開催するオークションを **Smart オークション**と称し、略称 **Smart** とする。

第 2 条 目的

本規約は、古物営業法等及び監督諸官庁の施策を基に、「**Smart オークション**」（以下、当 サイト）が開催するオークションの運営基本方針と参加者の遵守義務を定めたものである。

第 3 条 定義

1. 「会員」とは、第 7 条の参加資格が認められた正会員をいう。
2. 「出品者」とは、**Smart オークション**において車両の出品を行う会員とする。
3. 「落札者」とは、**Smart オークション**において車両の落札を行う会員とする。
4. 「中古自動車取扱事業者」とは、古物商許可証（自動車）を所持する事業者のことをいう
5. 「使用済み自動車引取業者兼使用済み自動車解体業者（以下「解体業者等」という）」とは、使用済み自動車再資源化に関する法律に基づく引取業登録通知書及び解体業許可証の 2 点 を所持する事業者のことをいう。
6. 「中古自動車取扱事業者及び解体業者等の両方の資格を有する事業者」とは、古物商許可証（自動車）を所持し併せて使用済み自動車再資源化に関する法律に基づく引取業登録通知書 及び解体業許可証の 3 点を有する事業者のことをいう。
7. 「書類有」とは、車両譲渡登録書類がある場合を指すものとする。
8. 「書類なし」とは、車両譲渡登録書類に不備がある場合を指すものとする。
9. 「書類の有無」とは、車両譲渡登録書類がある場合もしくは車両譲渡登録書類に不備がある場合のどちらかを指すものとする。

第 4 条 効力

Smart の参加者は、この規約及び規定を遵守し、**Smart オークション**が円滑に運営されるように協力しなければならないものとする。

第 2 章 会員登録

第 5 条 権利の帰属

1. **Smart オークション**において提供する車両情報その他 **Smart オークション**に掲載され

た情報（以下、Smart オークション情報）に関する著作権は、弊社に帰属する。また、Smart オークション情報が会員から提供されたものであっても同様とする。

2. 会員は、Smart オークションに参加する目的で使用する場合を除き、転用、加工等の方法を問わず、みだりに Smart オークション情報を流用してはならない。

第 6 条 個人情報の保護

Smart オークションにて個人情報の取り扱いを厳重に管理することを重要な責務と考え、個人情報は本オークションでの取引以外の目的では使用しないものとする。また、法令で定められた場合を除き、同意なく第三者への開示を禁止する。個人情報の管理方法については、当該情報への不正なアクセスまたは当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の防止のために必要な措置を講じる。

第 7 条 参加資格

1. 以下の要件をいずれも満たす会員を正会員とする。

(1) 弊社と中古車売買基本契約を締結し、以下の条件を満たしていること。

① 中古自動車取扱事業者の場合

古物商許可証（自動車）を所持する中古車取扱事業者であること

② 解体業者等の場合

使用済自動車再資源化に関する法律に基づく引取業登録通知書及び解体業許可証

2 点を所持する使用済み自動車引取業者兼使用済み自動車解体業者であること

③ 中古自動車取扱事業者及び解体業者等の両方の資格を有する事業者の場合

古物商許可証（自動車）、使用済自動車再資源化に関する法律に基づく

引取業登録通知書及び解体業許可証の 3 点を所持する事業者であること

(2) 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること

2. 以下の各号に該当する者は会員となることができない。

(1) 過去 5 年以内に一般の支払を停止した者

(2) 過去に刑事事件で有罪の判決を受けた者（法人会員の場合は代表者または取締役が刑事事件で有罪判決を受けた場合も同様とする。）

(3) 過去 5 年以内に破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の開始申立てがなされた者

(4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びその密接交際者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である者

(5) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力である者

(6) 反社会的勢力でなくなった日から 5 年を経過しない者

- (7) 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 反社会的勢力が経営を支配し、もしくは実質的に経営に関与していると認められる者
- (9) 反社会的勢力に資金提供または便宜供与を行った者、その他反社会的勢力と密接な関係がある者
- (10) 反社会的勢力と取引関係がある者

第8条 参加契約

1. 本サービスのうち、弊社所定の会員登録を要するものについては、弊社所定の手続に従い、会員登録を行うものとする。
2. 会員は、登録時に内容が真実であるものとして弊社に提出する全ての情報が正確、真実かつ最新の内容であることを確認し、弊社に対し保証するものとする。また、登録後に変更があった場合も、弊社所定の手続に従い、速やかに変更登録を行うものとする。
3. 弊社は、その裁量により会員登録の申込みを拒絶することができるものとする。この場合であっても、会員は何らの請求または異議申立を行えず、弊社は理由の説明その他一切の義務を負わないものとする。
4. 会員登録にはプレミアム会員登録と無料会員登録があり、プレミアム会員登録の費用は入会金を無料とし、月額利用料金を1万円とする。無料会員登録の場合は入会金、月額使用料はかからないものとする。
5. プレミアム会員は半年契約とする。また、有効期間満了の1ヶ月前までに弊社宛に定められた形式にて更新をしない旨の申し出がない場合は、同一条件にて更に半年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。
6. プレミアム会員費の支払いは銀行引落としのみとし、支払いが遅延した時点でプレミアム会員としての権利が剥奪される。

第9条 ID 及びパスワード管理

1. 交付された ID 及びパスワードは当該会員のみ使用できるものとする。
2. ID 及びパスワードの管理責任は当該会員にあるものとする。
3. 会員自身の過失による ID 及びパスワードの漏洩により生じる損害の責任は、当該会員が負うものとする。（法人会員の場合は、代表者が責任を負うものとする）

第3章 会員の権利と義務

第10条 権利

会員の権利は以下のとおりとする。

- (1) 中古自動車取扱事業者である場合当サイト上で会員として認められた機能を使用する

ことができ、当サイト上における出品車両に対して入札、落札することができるものとする。

(2) 解体業者等の場合、当サイト上で会員として認められた機能を使用することができ、当サイト上における書類なしの出品車両のみ入札、落札することができるものとする。なお、出品はできないものとする。

(3) 中古自動車取扱事業者及び解体業者等の両方の資格を有する事業者の場合、上記(1)に定める権利の内容と同様とする。

第 11 条 制限

当サイトは必要に応じて、個々の会員の入札、落札、及び落札額を制限することができるものとする。

第 12 条 義務

当サイト上のオークションにおける出品車両の落札等すべての取引は、コンピューターシステムで処理され、参加者はこのシステムによる結果のすべてについて遵守しなければならないものとする。

第 13 条 禁止行為

当サイト上では、以下の行為を禁止し、違反した参加者は弊社の判断によってペナルティ 10 万円を課した上で、強制退会処分とする場合がある。

1. 名義貸しによる入札及び落札
2. ID 及びパスワードの他人への貸与
3. 当サイトに掲載された情報を用いた業者間及びユーザーとの直接商談
4. 著しく高い負荷をサイトに与えるなどオークションの運営を妨害する行為
5. その他、諸々の法律、法令、規則に違反する行為
6. 購入車両に関し、その情報を弊社以外へ情報開示を求める行為
7. 引取り先である出品店や車両所有者、ユーザー等とのトラブルを発生させるような行為をした場合

第 14 条 損害賠償等

会員が本規約並びに弊社に対して取り交わした契約書に違反したことにより、または会員の故意もしくは過失により弊社が損害を被った場合、会員は弊社に対し、弊社が被った一切の損害及び費用（弁護士費用を含む）を賠償するものとする。

第 15 条 免責

Smart オークションでは、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

1. やむを得ない事情によりオークションの中止、続行不能となったとき、参加者に取引上の損害があったとしても、当サイトは一切の責任を負わないものとする。
2. 会員からの入札情報等が当サイトに未着であった場合、いかなる理由であろうとも当サイトは一切の責任を負わないものとする。
3. ホストコンピュータ、これに付随する全てのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害に対し、当サイトは一切の責任を負わないものとする。
4. 通信機器または通信回線等の機器のトラブル等による送信データの変化、または消滅による損害に対し、当サイトは一切の責任を負わないものとする。

第 16 条 罰則

本規定及び規約を逸脱した場合、弊社の規定に則り、罰金・参加契約の停止等の罰則を課すことができるものとする。

第 4 章 出品と落札

第 17 条 Smart オークション

1. 当サイトの都合により、出品車両の取り消し、または終了日を延長する場合がある。その際のクレーム等は一切受付けないものとする。
2. 出品車両は、締切り時刻の 15 分前までに当サイト上にアップする。
3. 入札単位は 1 千円単位とする。
4. 時間内の再入札を可能とする。
5. 原則として入札後の入札削除は受付けない。（特設ワンチャンスコーナーを除く）
6. 成約手数料と落札手数料は、プレミアム会員と無料会員毎に設定する。
7. プレミアム会員の会員費用支払い遅延が生じた場合、出品料、成約手数料、落札手数料はプレミアム会員価格が適用されず、無料会員価格が適用される。

第 18 条 出品

1. 会員は、出品車両情報を明確にする必要がある。
2. 出品車両・車種等の制限はないものとする。
3. 当サイトは会員に参考として、出品車両に関し車両情報を公開するが、これは内容を保証するものではなく、当サイトの検査結果が事実と違う場合でも当サイトは一切の責任を負わない。
4. 盗難車等の法令違反となる車両または、その恐れがある車両については出品を禁止する。

第 19 条 落札

1. 落札が決定した場合、その連絡をメールにて行う。

2. 落札者がキャンセルした場合、当サイトの判断により次点入札者に権利を譲る場合がある。
3. 同額入札者があった場合は入札受付時間の早いものを優先とする。
4. 落札決定金額に対しての問い合わせ等は一切受け付けないものとする。
5. 落札後、落札者にのみ引取り詳細情報を開示するものとする。
6. 落札後は入札時に決定した書類の有無に関して変更できないものとする。但し、落札後、書類有で落札した車両が書類無に変更になった場合、又は落札後、書類無で落札した車両を落札者が任意で書類有に変更を希望した場合は書類有への変更を認める。
※書類無から書類有へ変更時は手数料 22,000 円と車検未経過分相当額分を請求に加算することとする。
7. 即決価格が設定されている車両は、即決価格以上で入札した時点で落札とする。
8. 書類無で落札した車両の書類及びナンバープレートは引取後、2 営業日以内に配送状況の追跡が確認できる手段にて弊社へ発送するものとする。
9. 書類無で落札した車両は、自動車リサイクル方に基づいた手続きにて引取りから 30 日以内に解体の移動報告を行うものとする。
10. 落札した車両は書類の有無に関わらず引取後、必ず自動車登録番号（車両番号）と車台番号の打刻確認を行うものとする。

第 5 章 車両代金等の決済

第 20 条 落札者の代金決済

1. 落札者は消費税を含む請求書通りの金額を請求書発行日から 5 営業日以内（銀行休業日を除く）に当サイトが指定する口座へ振り込むものとする。但し、着金確認後に弊社が認める事由によりキャンセルとなった場合、弊社は速やかに落札者に返金するものとする。
2. 振込期日は原則的に厳守するものとし、支払遅延が発生した場合、法定利率による遅延賠償金を落札者が支払うものとする。また、振込期日から 5 営業日以上の間が経過した支払遅延が生じた場合には、弊社は当該車両（もしくは相当車両）の引取りを行うことができるものとする。
3. 振込手数料は、落札者負担とする。
4. リサイクル料金預託済み車両については落札車両代金、消費税とは別にリサイクル料金相当額を加え、別途成約、落札手数料を加算した額を請求するものとする。
5. セリ価格表示欄に表示される金額は車両価格であり、消費税等は含まない。
6. 落札者は、車検付き車両を書類有にて購入する際、その車両に関して抹消以外の登録手続きを行なった場合は、軽自動車を除き、名義変更期日の翌月以降の自動車税の月割還付額の支払いが必要となり、当サイトが指定する口座へその金額を振り込むものとする。

第 6 章 落札車両の契約解除

第 21 条 キャンセル

1. 出品者による引取前の落札キャンセルについては以下の通りとする。
 - (1) 引取り先である車両所有者（出品者又はユーザー等）が落札者と何らかのトラブル、または理由により落札者の引取りを拒否したとき
 2. 落札者による引取前の落札キャンセルについては以下の通りとする。
 - (1) オークション出品車両情報（評価点及び詳細の記載、写真）と以下の相違が存する場合は、落札者が **Smart** への申告をすることにより引取前の落札キャンセルができるものとする。但し、評価点 N 点および 99 点の車両は⑥⑦⑧⑨以外は引取前の落札キャンセル不可とする。
 - ① 車種（車名）違い
 - ② 自走可否の表記違い（評価点及び記載で確認ができないものに限る）
 - ③ 走行距離違い（但し 3 万 km 以上の相違があるものに限る、且つ曖昧表記のないものに限る）※メータ改ざん含む
 - ④ 車台番号違い（記載のものと異なる場合）
 - ⑤ 掲載写真と実車に相違がある場合（但しオプション品を除き車両本体の相違に限る）
 - ⑥ 「書類有」の落札車両が「書類無」になった場合
 - ⑦ 引取り日程変更による場合
 - ⑧ 引取場所の変更による場合（市町村単位での違いに限る）
 - ⑨ 記載に無く「鍵なし」になった場合
- ※**Smart** オークションでは、リユース車の売切り出品という特性上、上記以外の理由による引取前の落札キャンセルを不可とする。
- (2) 上記(1)のいずれかの理由により落札キャンセルの申し出期限は、引取日時（オークション記載の第一希望の引取日時）の 1 営業日前（土日除く）18 時までとする。
3. 落札者による引取後の落札キャンセルについては以下の通りとする。
 - (1) オークション出品車両情報（評価点及び詳細の記載、写真）と以下の相違が存する場合は、落札者が **Smart** への申告をすることにより引取後の落札キャンセルができるものとする。但し、評価点 N 点及び 99 点の車両は引取後の落札キャンセル不可とする。
 - ① 車種（車名）違い
 - ② グレード違い
 - ③ 排気量違い
 - ④ 年式違い（曖昧表記があるものを除く）

- ⑤ エンジン・ミッション・足回りの表記違い（評価点及び記載で確認ができないものに限る）
 - ⑥ 外装・内装の車両コンディション違い（評価点及び写真で確認できないものに限る）
 - ⑦ 走行距離違い（但し 3 万 km 以上の相違があるものに限る、且つ曖昧表記のないものに限る）※メータ改ざん含む
 - ⑧ ドア数違い（写真にて確認ができないものに限る）
 - ⑨ シフト違い（写真にて確認ができないものに限る）
 - ⑩ 燃料タイプ違い
 - ⑪ 駆動方式違い（リユース車の特性上、故障においては対象外とする）
 - ⑫ 車台番号違い（記載のものと異なる場合）
 - ⑬ 電装関係記載違い（リユース車の特性上、エアコン不良などの「故障」においては対象外とする）
 - ⑭ ターボ有無違い（リユース車の特性上、ターボ不良などの「故障」においては対象外とする）
 - ⑮ 掲載写真と実車に相違がある場合（但しオプション品及び社外品を除き車両本体の相違に限る）
 - ⑯ 「書類有」の落札車両が「書類無」になった場合
 - ⑰ 記載に無く「鍵なし」になった場合
- (2) 上記(1)のいずれかの理由により落札キャンセルの申し出期限は、引取完了日から 48 時間以内に Smart 管理画面のクレーム申請ボタンにより行うものとする。それを経過した車両や、クレーム申請なしを選択した車両に関してはキャンセル申請ができないものとする。
4. 落札者の落札後キャンセル（引取前・引取後ともに）において、引取りにかかった費用（陸送費用、その他費用）などは、落札者にて負担するものとする。但し、以下の内容に該当する場合は上限 1 万円の費用（陸送費、運搬手配費、レンタル費、交通費など）を出品者に請求ができるものとする。
- (1) 車両掲載写真と引取り車両が違う車両の場合（オプション品を除き車両本体の相違に限る）
 - (2) 車両引取りのため現地に到着している場合で、以下の理由によって車両引取りが出来ない場合（現地到着前においては請求対象外）
 - ① 引取り場所の住所違い（市区町村単位での違いに限る）
 - ② 出発直前の連絡はついていたが、到着後の連絡が 2 時間繋がらず車両引取ができなかった場合
- ※自走可否違いや、不動車の場合でも 4t 車の積載車、ユニック車での引取り可否、鍵の有無などは、落札後の事前連絡や詳細住所などで道路幅の確認や詳細確認ができ

るため、費用請求はできないものとする。

5. 引取後の落札キャンセルが決定した場合、出品者はキャンセル決定日から原則として5営業日以内に当該車両の引取りを行い、その際の引取りにかかる費用（陸送費、交通費、その他の費用）は出品者が負担する。
6. 引取後のキャンセルが決定した車両の保管責任は、出品者による当該車両の引取りが行われるまで落札者に帰属する。万が一、その期間に迷惑行為（駐車禁止・スピード違反等の交通反則や法令違反）が生じた場合や引取り前の車両状態と相違がある場合は、落札者がその全ての責任と弁償を負うものとする。

第7章 代金減額請求

第22条 減額対象

1. 落札者は、オークション出品車両情報（評価点及び詳細の記載、写真）と相違が存する場合は、出品者に対して減額請求ができるものとする。

(1) 評価点がN点の出品車両

- ① 車種（車名）違い
- ② 年式違い（6年以上の相違があるものに限り、且つ曖昧表記があるものを除く）
- ③ 車検有無、又は車検記載違い
- ④ 排気量違い
- ⑤ 自走可否違い（積載程度の走行可能な場合は減額請求の対象外）
- ⑥ 車両番号違い（記載のものと異なる場合）
- ⑦ 車台番号（型式含む）違い（記載のものと異なる場合）
- ⑧ 「書類有」の落札車両が「書類無」になった場合
- ⑨ 記載に無く「鍵なし」になった場合
- ⑩ 掲載写真又は記載に無く車両本体部品が欠品していた場合（エンジン・ミッション関連部品、足回り部品に限る）

※評価点N点は、車両の査定確認ができていないもののため、上記項目以外での減額請求は対象外とする。

(2) 評価点99点の出品車両

- ① 車種（車名）違い
- ② 年式違い（6年以上の相違があるものに限り、且つ曖昧表記があるものを除く）
- ③ 車検有無、又は車検記載違い
- ④ 排気量違い

- ⑤ 車両番号違い（記載のものと異なる場合）
- ⑥ 車台番号（型式含む）違い（記載のものと異なる場合）
- ⑦ 「書類有」の落札車両が「書類無」になった場合
- ⑧ 記載に無く「鍵なし」になった場合
- ⑨ 掲載写真又は記載に無く車両本体部品が欠品していた場合（エンジン・ミッション関連部品、足回り部品に限る）

※評価点 99 点は、事故車・現状車コーナーにつき、自走可否・エンジン・ミッション・内外装の相違など上記項目以外での減額請求は対象外とする。

(3) 評価点 3 点以上（N 点及び 99 点以外）の出品車両

- ① 車種（車名）違い
- ② グレード違い
- ③ 排気量違い
- ④ 年式違い（曖昧表記があるものを除く）
- ⑤ エンジン・ミッション・足回りの表記違い（評価点及び記載で確認できないものに限る）
- ⑥ 外装・内装の車両コンディション違い（評価点及び写真掲載で確認できない箇所に限る）
- ⑦ 走行距離違い（但し 3 万 km 以上の相違があるものに限る、且つ曖昧表記のないものに限る）※メータ改ざん含む
- ⑧ ドア数違い（写真にて確認ができないものに限る）
- ⑨ シフト違い（写真にて確認ができないものに限る）
- ⑩ 燃料タイプ違い
- ⑪ 駆動方式違い
- ⑫ 車台番号違い（記載のものと異なる場合）
- ⑬ 電装関係記載違い（リユース車の特性上、エアコン不良などの「故障」においては対象外とする）
- ⑭ ターボ有無違い（リユース車の特性上、ターボ不良などの「故障」においては対象外とする）
- ⑮ 掲載写真と実車に相違がある場合（但しオプション品及び社外品を除き車両本体の相違に限る）
- ⑯ 「書類有」の落札車両が「書類無」になった場合
- ⑰ 記載に無く「鍵なし」になった場合
- ⑱ 車検有無、又は車検記載違い

2. 減額請求において、出品者と落札者の双方で折り合いがつかず、交渉破談となった場合、落札者は第 21 条-3（引取後のキャンセル）に基づきキャンセルの有無を選択できるものとする。
3. 減額請求の申し出は、引取完了日から 48 時間以内に Smart 管理画面のクレーム申請ボタンにより行うものとする。それを経過した車両や、クレーム申請なしを選択した車両に関しては減額請求ができないものとする。

第 8 章 抹消登録・名義変更届出

第 23 条 抹消登録・名義変更手続き

1. 落札者の抹消登録・名義変更手続きの期限を以下の通りとし、期限内に登録変更が完了した車検証を Smart にメール又は FAX にて送付しなければならない。
 - (1) 書類完備（受取り、郵送着）が 1 日～20 日までの場合：当月末日まで
 - (2) 書類完備（受取り、郵送着）が 21 日～末日までの場合：翌月 20 日まで※年度末など、特例的に手続きの期限が変更になる場合がある。
2. 落札者の振込遅延により書類完備（受取り）が遅れた場合は、出品者より Smart に書類が到着した翌日を基準日として適応するものとする。
3. 名義変更手続きを行った場合の自動車税（軽自動車を除く）の月割り請求は以下の通りとする。なお、当該自動車税は、4 月から翌年 3 月までの 1 年間にかかる税金のことをいう。
 - (1) 書類完備（受取り、郵送着）が 1 日～20 日までの場合：翌月からの残月数
 - (2) 書類完備（受取り、郵送着）が 21 日～末日までの場合：翌々月からの残月数
4. 抹消登録は、必ず移転抹消登録を行うものとする

第 9 章 ペナルティ

第 24 条 ペナルティ

1. 落札者は以下の事項が起きた場合、出品者にペナルティ料金を支払うものとする。
 - (1) 抹消・名義変更の提出遅延：1 万円
 - (2) 入札取消しによる引取前の落札キャンセル：5 万円
 - (3) 交通違反などのその他の反則金：10 万円＋実費（交通費・その他迷惑行為により発生した全ての費用）
 - (4) 引取り遅延：1 万円＋実費（無断で引取りを行わなかったことにより発生した損害及び費用の全て）
 - (5) 必要書類の再発行：1 枚あたり 2 万円

第10章 書類

第25条 車両の譲渡書類

1. 落札車両の譲渡書類についての提出期限は以下の通りとする。

(1) カーネクストコーナーの落札車両は、譲渡書類を落札者の車両引取り日より1ヶ月以内に送付する。万が一、提出期限内に譲渡書類が揃わない場合は、車両引取り日より1ヶ月を経過した時点で、落札者は書類無での購入（減額請求可）または落札キャンセルを選択するものとする。譲渡書類の不備による落札キャンセルとなった場合は、落札者が引取りにかかった費用（陸送費、その他費用）や損害の費用は落札者にて負担するものとし、出品者は一切の費用を負担しないものとする。

※万が一、引取り後1ヶ月以内に譲渡書類の発行が不可能になったと判明した場合に限り、その時点で、落札者は書類無での購入（減額請求可）または落札キャンセルを選択するものとする。

(2) 特設ワンチャンスコーナーの落札車両は、譲渡書類を落札日より5営業日以内にSmartへ送付する。

第11章 クレームの処理

第26条 クレームの処理

オークション内での問題に対しては、合理的な理由を除き弊社は一切の責任を負わないものとする。

第27条 準拠法及び裁判管轄

この規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、会員と弊社との間に紛争が生じた場合には、その内容に応じて大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12章 雑則

第28条 規約の制定

この規約の実施のために必要な場合、別途運営規定を定めることができるものとする。

第29条 規約の変更

この規約は、運営上支障をきたした場合は、予告なく改正するものとする。また、随時本規

約を変更することがあり、変更する場合には Smart オークションのサイト内ニュースリリースにて会員に通知する。変更が有効になった後で会員が Smart オークションを利用した場合、会員は変更後の規約に同意したものとする。なお、変更後の規約に同意をしない場合には、会員は Smart オークションの利用を中止し、退会手続きを行わなければならない。

第 30 条 規約の可分性

万一、本規約のいずれかの規定が無効、または執行不能とされた場合にも、本規約の他の規定は影響を受けず、適用法の下で最大限可能な限り有効かつ執行可能なものとして存続するものとする。無効とされる規定については、当事者が合意した内容に最も近い内容の有効かつ執行可能な規定に置き換えられたものとみなす。

以上

2021 年 4 月 20 日 改訂